|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **連絡および報告書について** | **地区補助金について** |
| **活動の一部中止・縮小** | 最終報告書提出時、一部中止・縮小となった内容とその理由等を文書(定型書式なし)により財団委員会へ提出※。 | 一部中止・縮小によって削減された経費については、一部中止・縮小となった内容とその理由等を確認の上、申請クラブと協議させていただきます。 |
| **活動の全面中止** | 中止後速やかに、全面中止内容とその理由等を文書(定型書式なし)により財団委員会へメールにて連絡。 | 中止前に発生した経費に対する補助金使用につきましては、中止理由等を確認の上、申請クラブと協議させていただきます。 |
| **活動の一部変更** | 一部変更が生じた場合は速やかに変更内容記載の文書(定型書式なし)を地区財団委員会へメールにて連絡。 | 地区財団委員会から変更内容の承認を通知するまで、補助金を絶対に支出しないでください。承認前に発生した経費に財団補助金は充当できません。  (但し、当初の申請内容に沿ってすでに発生している、または変更しない部分の経費については充当可) |
| **活動の全面変更** | ・全面変更が生じた場合は速やかに変更内容記載の文書(定型書式なし)を地区財団委員会へメールにて連絡。  ・財団委員会の変更確認後に地区Webサイトから「地区補助金計画変更申請書」をダウンロードしていただき、必要事項を記入し、見積書などを添付して地区財団委員会に提出。 | 地区財団委員会から新規活動の承認を通知するまで、補助金を絶対に支出しないでください。承認前に発生した経費に財団補助金は充当できません。  (但し、当初の申請内容に沿ってすでに発生している、または変更しない部分の経費については充当可) |

**【地区補助金活動の中止と変更手続き】**

**※メール受付窓口は地区事務所となります。メールアドレス：**[**rotary@rid2560niigata.jp**](mailto:rotary@rid2560niigata.jp)